

十日町市立飛渡第一小学校いじめ防止基本方針

十日町市立飛渡第一小学校

当校のいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号以下「法」という。）第13条の規定に基づき、「十日町市立飛渡第一小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。

1 いじめの防止等のための基本的な方針

(1) いじめに対する基本的な考え方

① いじめ及びいじめ類似行為の定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（「法」第2条）

「いじめ類似行為」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童生徒等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」と定義する（「条例」第2条）

※以下、「いじめ」とはいじめ類似行為も含む。

② 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、すべての児童（生徒）がいじめを行わず、及び他の児童（生徒）に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童（生徒）の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

③ いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

④ 学校の責務

いじめは、どの子どもにも起こる可能性があることを踏まえ、教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促していくことが必要である。そのため、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、家庭や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

⑤ 警察との連携

いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校は、警察への相談・通報を行う。

(2) いじめ防止等のための取組方針

① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。

② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。

③ 学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置についての取組について定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。

④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

⑤ 保護者・地域住民に、学校はいじめの防止等の取組について、理解と協力を働きかけるため、広報と意識啓発を行う。

2 いじめの防止等のための基本的な施策

(1) 基本となる取組

① いじめの未然防止のための取組

- ア 重点目標の一つに「いじめ防止」を掲げ、いじめをしない、見逃さないことに組織的に取り組む。
- イ 教育活動全体を通して、児童の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係能力を高める。
- ウ 道徳教育において、体験活動等との関連を図りながら道徳教育と人権教育の充実を図る。道徳科の時間、いじめを題材として取り上げ、児童がいじめについて議論し、いじめ防止について考える授業を実施する。
- エ 児童が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組む児童会活動を推進する。
- オ いじめ防止について、家庭や地域への啓発と連携を図る。
- カ インターネット上のいじめの重大さについて、理解させると共に、ネットモラルについて家庭への啓発と協力を図る。
- キ 学校評価に未然防止の取組に関する項目を設定し、評価結果と共にいじめに関する状況について保護者や学校運営協議会に報告し、連携・協力を図る。

② いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童（生徒）に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・ 児童対象のいじめ（なかよし）アンケート調査（毎月15日前後）
- ・ 児童対象の教育相談を通じた調査（随時）
- ・ 児童・保護者対象のいじめ（学校生活）アンケート調査（6月、11月、随時）

イ いじめ相談体制

- ・ 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談窓口の設置と周知を図るなど、相談体制を整備する。
- ・ スクールカウンセラーや市教育センター職員等と直接的な連携を図る。

ウ 教職員の資質向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施する。いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

① 設置の目的

当校に、法第22条の規定に基づきいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織として「十日町市立飛渡第一小学校いじめ対策委員会（以下「対策委員会」という。）」を設置する。

② 対策委員会の構成員

校長、教頭、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、~~（養護教諭）~~必要に応じてスクールカウンセラー、市教育センター職員、必要に応じて外部関係者が加わる。

③ 対策委員会の役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・ いじめの疑いに係る情報があつた時は、緊急会議を開いて、当該情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核となる。

④ 対策委員会の取組

- ・ いじめの早期発見、未然防止に関すること（アンケート調査、教育相談等）。
- ・ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童や保護者・地域住民の理解を深めること。
- ・ いじめの発生時の対応に関すること。
- ・ いじめ発生時は緊急に会議を開催する。

(3) いじめ発生時の措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実を確認する。
- ② 当該情報を基に、委員会としての対応策を協議して、職員の共通理解を図る。
- ③ いじめをやめさせ、いじめを受けた児童を確実に見守って保護する。また、必要に応じて別室の確保や関係機関からの支援を受ける。
- ④ いじめを受けた児童の保護者に家庭訪問等を行い、事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携について保護者の意思を確認する。
- ⑤ いじめを行った児童に対して、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育むよう指導する。いじめの事実が確認できた時点で、その保護者に対して学校との連携を継続的に行うよう助言する。
- ⑥ いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる必要性について指導する。
- ⑦ いじめに関係する保護者に対して、関係する情報と学校の対応を説明する。
- ⑧ その他の児童に対して、学級指導、学年集会、全校集会、部活動等において関係する児童とその保護者のプライバシー保護に配慮し、当該事案の説明と指導を行う。
- ⑨ いじめに関係する児童及び保護者にかかわる情報を委員会で定期的に交換し、いじめの解消と再発防止を図る。
- ⑩ 犯罪行為として取り扱われるべき重大事案については、市教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

(4) いじめ解消と思われる後の措置

- ① いじめを行った児童の謝罪後は、「解消している」状態になったか注意深く見守る。「いじめ行為が止んでいること」「いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと」が少なくとも3か月の継続を目安として判断する。その後も再発がないか注意深く見守る。
- ② いじめに関する情報や記録は、職員間で共有を図ると共に5年間保存する。進学・転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりする。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより、在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定する。)
- ② いじめにより、在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(相当の期間とは、年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合は、重大事態の可能性を想定する。)
- ③ 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと申し立てがあったとき。
- ④ その他 市教育委員会が重大事態と認めるとき。

(2) 重大事態発生時の対応

校長が市教育委員会へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導を受ける。

- ① 学校が調査主体となった場合の対応
 - ア 対策委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。
 - イ 事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - エ 調査結果を市教育委員会に報告する。
 - オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。
- ② 学校の設置者である十日町市が調査主体となった場合の対応
十日町市の調査組織に必要な資料を提出するなど、調査に協力する。

(3) その他

児童や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で校長は、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断することなく、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

4 いじめの防止等のための年間計画

月	教職員の取組	児童（生徒）対象	保護者・地域住民 対象
4	○学校いじめ防止基本方針の検討と共通理解 ○児童の情報交換 ○グランドデザイン、学校評価計画、学級経営案の作成 ※いじめ対策委員会の開催（通年：職員打ち合わせで実施）	○いじめ見逃しゼロスクール等の人権教育の充実（通年） ○始業式 ○年間計画づくり ○学級等組織とルールづくり ○教育相談（随時） ○わら細工（通年）	○学校公開 ○いじめ防止対策の説明と広報（HP） ○授業参観・保護者懇談会 ※いじめ見逃しゼロ県民運動、あいさつ運動（通年） ※学校と連携した小中一貫教育の推進（通年）
5	○児童の情報交換	○なかよしアンケート（毎月） ○ブナ林体験の取組	○学校公開 ○広報活動
6	○児童の情報交換 ○スクールカウンセラー面談	○いじめ見逃しゼロ強調月間 ○運動会 ○学校生活アンケート①	○広報活動 ○学校公開（運動会）
7	○学校評価（前期） ○児童(生徒)の情報交換	○水泳記録会 ○川遊びの会 ○1学期のふりかえり	○授業参観・保護者懇談会 ○保護者アンケート① ○広報活動 ○個別懇談
8	○生徒指導研修 ○児童(生徒)の情報交換 ○人権教育、同和教育研修	○家庭・地域での活動の充実	○家庭・地域での健全育成 ○地域行事への支援 ○川遊びの会支援
9	○児童の情報交換	○三好園訪問	○授業参観・個別懇談会 ○広報活動
10	○生徒指導研修 ○児童(生徒)の情報交換 スクールカウンセラー面談	○いじめ見逃しゼロ強調月間 ○中学校区あいさつ運動 ○合同マラソン大会	○広報活動
11	○児童(生徒)の情報交換 ○全国へき地教育研究大会	○郡市小音楽交歓会 ○文化祭 ○いじめ防止朝会 ○学校生活アンケート②	○学校公開（文化祭） ○保護者アンケート② ○広報活動 ○小中交流会
12	○学校評価（後期） ○生徒指導研修 ○児童(生徒)の情報交換 ○人権教育、同和教育研修	○学習発表会 ○人権週間における取組 ○2学期のふりかえり	○人権週間 ○授業参観・保護者懇談会 ○広報活動 ○個別懇談
1	○学校評価（後期） ○児童(生徒)の情報交換	○さいの神	○さいの神支援 ○広報活動 ○親善スキー大会支援
2	○学校評価（後期） ○児童(生徒)の情報交換	○校内スキー大会 ○雪像づくり ○一日入学 ○ ○進級に向けた取組	○入学説明会（体験入学） ○校内スキー大会への支援 ○親子アルペンスキー ○広報活動
3	○学校評価（後期） ○児童(生徒)の情報交換	○サケの放流 ○年度のふりかえり	○サケの旅立ちを祝う会支援 ○学習参観・保護者懇談会 ○広報活動